

東京都公衆浴場対策協議会 (第21次協議会 第2回)

平成31年4月11日(木)

都庁第一本庁舎北塔42階 特別会議室B

午後 4 時00分開会

○猪俣課長 それでは、お待たせいたしました。

まだお越しになられていない委員の方もいらっしゃいますが、定刻となりましたので、第2回「東京都公衆浴場対策協議会」を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま協議会委員18名中14名に御出席いただいております。足立区の副区長の長谷川委員、東京都福祉保健局長の内藤委員が御欠席との御連絡をいただいております。なお、伊藤委員と熊迫委員におかれましては、遅れて来られる予定です。よろしくお願いいたします。

前回から21次の協議会がスタートいたしましたが、前回御欠席された委員の方の御紹介をさせていただきます。

医師で、銭湯ガイドマイスターの中山美子委員でございます。

○中山委員 中山です。よろしくお願いいたします。

○猪俣課長 東京都消費者団体連絡センター事務局の池田京子委員でございます。

○池田委員 池田です。よろしくお願いいたします。

○猪俣課長 ありがとうございます。

それでは、ここからは失礼ではございますが、着座にて進めさせていただきます。

続きまして、本日の会議資料を確認させていただきます。

前回の協議会からペーパーレスの取り組みを推進するため、資料はお手元のタブレット端末に御用意してございます。タブレット端末内の資料の確認をお願いいたします。皆様、お手元のタブレット端末をご覧ください。

活用の仕方によって、横、縦と御自由に御利用いただければと思いますけれども、初めての委員の方もいらっしゃいますので、操作について御説明をさせていただきます。

画面を左にスライドしていただきますと、次のページをご覧いただけるということになりますが、右と左に矢印の表示がございますけれども、こちらを押していただきますと、右の矢印ですと進んでいきます。左の矢印だと戻っていきます。こちらの操作でもページを変えることが可能となっております。

また、部分的にご覧いただきたい場合につきましては、その箇所を指で広げることでもできますので、適宜御利用いただければと思っております。なお、操作がおわかりにならない場合につきましては、周りに職員がおりますのでお気軽にお声をかけていただければ、御対応させていただきたいと思っております。

順次スライドさせておめくりいただきながら、資料の確認をお願いしたいと思います。

まず、1 ページの資料、右下のところに7分の1と書いてあると思いますが、それがページの表示になりますが、1 ページ目の資料が「東京都公衆浴場対策協議会次第」。

2 ページ、3 ページの資料1が「平成31年会計調査の概要」になります。その後、協議

会の委員名簿が４ページ目、設置要綱が５ページ目、７ページ目に座席表がございます。

資料といたしましては、以上でございます。

もし、不備等ございましたらお手数ではございますが、挙手願えれば対応させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ここからは梅崎会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○梅崎会長 それでは、議事に入ります前に本日の会議は公開で進めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○梅崎会長 ありがとうございます。

議事のほうを進めさせていただきます。

初めに、議事（１）の「会計調査の経過報告について」に入ります。

２月７日に開催した前回の第１回協議会におきまして、平成31年入浴料金統制額について、知事からの検討を依頼されました。

その後、統制額の算定基準、算定方法、会計調査の実施などについて審議し、それぞれ御了承をいただいております。

会計調査につきましては、高橋委員にお願いしておりますので、高橋委員から現在までの会計調査の進捗状況につきまして、御報告をお願いいたします。

○高橋委員 高橋でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、タブレットの２ページ目の資料のところをご覧ください。会計調査の進捗状況について御報告いたします。

まず、１ページ目、「調査浴場の概要」となっておりますけれども、「選定条件」は２月７日に開催された第１回協議会において決定されております。

まず、「ア 燃料」ですけれども、重油・廃油などの液体燃料、電気、ガス、ソーラーの専用、又はそれらの併用であること。

「イ 排水」ですけれども、公共下水道を使用していること。

「ウ 用水」ですが、上水専用又は上水・井水の併用であること。併用の場合は、併用比率が上水50%以上とすることとなっております。

「エ 収入階層」についてですが、入浴料金収入が1,100万円以上2,600万円未満とすることが条件でございます。

アからエまでの選定条件に見合う浴場数は94浴場あるのですけれども、この中から決算書の提出など会計調査に御協力いただける40浴場を調査対象に選定し、個別にその経営状況を調査しているところでございます。

続きまして、40浴場の経営形態、燃料、用水ごとの内訳ですけれども、（２）のところをご覧くださいと思います。

まず、経営形態別では、法人経営が29浴場、個人経営が11浴場となっています。

燃料ですけれども、ガス専用が35浴場と多くなっておりまして、廃油専用が5浴場となっています。

用水別では、上水専用が25浴場、上水・井水併用が15浴場となっております。

次に、2ページの「調査方法等」ですけれども、生活文化局の事務局の皆さんに御協力いただきながら、私、公認会計士が調査をしているという形をとっておりまして、調査内容ですが、調査対象浴場から提出されました決算書や総勘定元帳などの会計帳簿をもとに、平成30年の収支状況について書面調査を実施しております。

また別途、生活文化局において、浴場利用者数の状況などについては調査を行っております。

次に、3ページ目の「会計調査の現在の状況」をご覧ください。次のシート、3ページ目になります。

進捗状況につきましては、4月1日までの段階では、40浴場のうち23浴場の調査を終えており、残る17浴場の調査を引き続き行って、全体状況を取りまとめる予定となっております。

以上です。

○梅崎会長 ありがとうございます。

ただいまの高橋委員の報告につきまして、御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に議事の（２）「協議会報告案起草の付託（小委員会の設置）について」に入ります。

これにつきましては、私から提案いたします。

平成31年の入浴料金統制額に関する協議会報告案を起草するために、協議会設置要綱第7に基づく「小委員会」を設置したいと思います。

委員の構成は、学識経験者委員の伊藤委員、岸上ステファニー委員、熊迫委員、小西委員、高橋委員、中山委員、私、梅崎の7名で構成いたします。

小委員会の会長は、協議会設置要綱第7の3、ただし書きの規定により、私が務めさせていただきます。

また、小委員会の報告案起草を受けて、次回の第3回協議会において、これを審議・決定し、知事に報告書を提出したいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○梅崎会長 ありがとうございます。

次に、議事の（３）「平成31年統制料金に対する意見・要望の聴取について」に入ります。

統制料金の試算を行う会計調査につきましては、先ほど高橋委員から報告がありましたように現在調査中で、本日の段階では、その結果は出ておりませんが、小委員会の開催時には会計調査の結果もまとまります。

会計調査の結果を踏まえ、小委員会で報告案を起草してまいりますが、統制料金の改定に関する意見、聴取について事前にお聞きしておきたいと思います。

最初に業界団体、業界代表の委員から意見表明をお願いします。浴場組合から本協議会に要望書が提出されておりますので、要望書の配付と読み上げを事務局からお願いいたします。

○猪俣課長 それでは、要望書をただいま配付させていただいておりますので少々お待ちください。

(要望書配付)

○猪俣課長 それでは、読み上げをさせていただきます。

平成31年 4 月 11 日

東京都公衆浴場対策協議会

会長 梅 崎 修 殿

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合

理事長 近 藤 和 幸

平成31年東京都公衆浴場入浴料金統制額に対する要望等について

都民の日常生活にとって身近な公衆浴場施設の確保について、深いご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

平成31年東京都公衆浴場入浴料金統制額の検討に当たり、下記のとおり要望いたしますので、格別なご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 入浴料金統制額は、平成26年 7 月 1 日に大人料金が10円引き上げられましたが、これは、平成26年 4 月 1 日に消費税率が引き上げられたことに伴い、消費税負担相当額のみを大人料金に転嫁したもので、平成20年から10年間にわたり、実質的に入浴料金統制額は据え置かれたままの状況になっています。

浴場事業者が意欲的に経営改善に取り組んでいけるよう、入浴料金統制額の改定について要望いたします。

2 電気料金及びガス料金は、液化天然ガス (LNG) や石炭など火力発電に使う燃料の価格上昇料金が反映し、値上げが続いています。

また、衛生管理用品や消耗品等も値上げしております。

入浴料金統制額の算定に当たりご配慮を賜りますよう要望いたします。

3 平成31年10月 1 日から消費税率の引き上げが予定されています。消費税率引上げに伴う税負担の価格転嫁を要望いたします。

4 実践的な経営改善に資する専門家派遣など、東京都が実施する公衆浴場活性化支援実証事業の取組に対して、事業の周知などに協力し、利用者の拡大を図ることで、事業の継続に努めてまいります。

また、地域交流事業も促進してまいります。

以上でございます。

○梅崎会長 業界代表委員から補足説明があれば、お願いいたします。

○近藤委員 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

今、読み上げていただきましたように、我々のほうの要望ということでさせていただきました。

実は、我々のほうは10年ほど前から、組合員のほうから値段が上がっていないので非常に苦しいというお声がたくさん聞こえてまいりまして、ぜひともその辺を酌んでいただきたいと思っております。

我々もただ上げてほしいというわけではなくて、企業努力をたくさんしております。また、その企業努力の成果も少しずつあらわれてきてまして、平成26年度では1日の平均で120人が一番底だったのですが、その後、平成27年では124人、平成28年では127人、平成29年では132人、平成30年度では138人と我々の努力が報われているのではないかなと結果が出ております。そんなことも含めまして、お考えをいただきたいなと思います。

それと同時にもう一つあるのですが、これは組合員から出ている話なのですが、実は、大人料金の議題が上がっていますけれど、中人とか小人というのがあります。これにつきましては、実は、平成12年5月21日、今から約19年前に改正されて、それ以来全然手をつけていないということでございます。これは中人とか小人、子供たちに我々の銭湯体験をしてもらって、種をまくという意味で、これで営業が成り立つというものでは全くないので、サービスの意味でやっているような形になっております。ですので、別にこれをたくさん上げてくれという話ではないのですけれども、中人の場合は小学校までですので、これを無料でやっている区もあります。月に何回かということですので、組合員の中からは中人の180円と小人が80円、もうけるという意味ではなくて、200円と100円にしてほしいという意見があります。サービスで180円より200円をサービスしているのだよと言ったほうがイメージ的にいいのではないかなという意見もありますので、2019年はどちらかという議論に乗らなかったものについても考えてほしいなと思っております。

また、普段使うものというのは、電気、ガス、水道と我々の磨き砂とかたわし、レジオネラ菌を抑えるための塩素などの消耗品といったものにつきましても、実は、去年、おとしに比べると非常に値段が上がっております。例えば実際に調べてみますと、塩素につきましては8,000円だったものが9,500円、粒の塩素については9,600円が1万800円、液体塩素は2,560円が2,880円、磨き砂、クレンザーは3,950円が4,050円、デッキブラシは3,680円が4,900円、値段は変わらないのですが、入浴剤は15kgだったものが12kgになっているという実質値上げです。薬剤、バスクリンといったものについても、7月より今度は2割アップするという結果が出ております。トイレトーパーやトイレで使う物も5%アップと5月から上がっております。そういった毎日毎日使うものがこれだけ上がっているということで、かなり苦しいなということが組合のほうからありました。

そこで、余り話題に乗っていないのですが、都内共通入浴券10枚つづりが4,300円という

ことでサービスを兼ねてやっております。それは何かというと、常にお風呂屋さんに来ている常連さん、あるいはよく利用されている方に少しでもサービスしたほうがいいのではないかという考えから、もともとはそういうサービスはなかったのですが、それを行っております。そこで、組合の総意ということで4,300円を4,400円、100円をこういった事情があって非常に苦しいので、お客様に申しわけないのですが、10枚つづりは100円上げさせていただきますということを今訴えているところでございます。それを6月1日から行いたいと皆様にその話をお伝えしたほうがいいのかなと思ひまして、発表させていただきました。

3番目のところなのですが、10月1日から必ず上がるのではないかなという気がしますが、それについて、例えば私のところは7月が決算なのです。そういうことは高橋先生がいらっしゃるからお詳しいと思うのですが、10月から10%になるということは消耗品、売上げについても、10月1日以後から10%計算ということで我々は内税で預かりをしているわけですから、そこで切りかわるということになるのです。多分これはタイムラグがあると思うので、料金がもし一定だとすると、10月1日から逆算するとお風呂料金を2%下げているという形になって、その分の税金、内税を払わなければいけないという負担もありますので、その辺もぜひ考えてほしいと思っております。

4番目のところです。非常に東京都さんの専門家派遣とかいろいろ勉強になって、我々も、それにそうか、気付かないところ、お客さんの目線あるいはほかの業界からの目線からすると、ここは足らなかったのか、あるいは今やっていますけれども、中が見える化しようではないかといって、中の脱衣所とかお風呂場を全面に写真で出してみたり、料金とか営業時間をオープンにしよう、見える化をしようということで、100近い浴場さんがそれに賛同してくれて、また今年もやると思いますが、そういった取り組みもやっております。そんな取り組みもあって、お客さんも少しずつ伸びているのではないのかなと思います。

また、AEDとか認知症の見守り、健康体操にも力を入れたりして、お客さん、地域にあって、なくてはならないもの、それが銭湯だよという位置付けをしたいなと、今、努力を大変やっておりますので、ただお風呂をあけて、あぐらをかいているわけではないよというところをぜひ酌んでほしいなと思っております。

前もあったのですが、災害については南海トラフもあるし、直下型もあるということで、東京でもし災害が起きたら我々で何ができるのだろうということで、浴場限定で災害マニュアル全部の洗い直しをやりました。事前に用意するものは何だろう、実際に起きたらどうしよう、どういう運びで行ったらいいのだろうというマニュアルを作りました。こういったことも、我々が地域のために何ができるのだろうということで頑張っておりますので、その辺も含めて協議をしていただければありがたいなと思っております。

これは、全部が全部とは言えないのですが、お客さんのほうからこういったお風呂屋さんが今は460円ですよとオープン化、見える化したときに初めて来てくれたお客さんが言うのですが、460円というのは安いですねとか、あるいはいいですねとお声を

かけていただけるのはありがたいなと思っておりますので、そういったことが皆様に我々も努力しているということをぜひ酌んでいただきたいと思いますと思っております。よろしくお願いいたします。

○梅崎会長 ただいまの要望及び説明について、皆様方から御質問等がございましたら御発言をお願いします。どなたか、ございますでしょうか。

若月委員、どうぞ。

○若月委員 いろいろな事情があって、経営が大変だということはわかります。そうすると、具体的な金額として、どのくらい上げればつり合うとお考えなのでしょうか。

○近藤委員 実は10%に上がることにに関して、その分内税ですから預からなければいけない。我々の利益も考えたときにこの間発表させていただいたのですけれども、例えば10円上がったときに今の調査の中で平均的に言うと、大体130～150人ぐらいでしょうか、そういった浴場さんが調査されている最中だと思うのですが、例えば150人と仮定をしたときに10円上がると、年間三百十何日の商売をしたときに約54万円の売上げが上がります。54万円が上がれば、お風呂屋さんによってはプラスアルファの54万円がどこに使われるか、いろいろ使い道があると思うのです。例えば壊れたタイルを直すとか、あるいはパートを雇うことができるとか、高齢化していますので、なかなか足腰がきついでパートを雇うということも今は多くなってきていますので、そのパート代に充てるということもできる。

もう一つ、20円上がったらどうだということになると、単純に言って108万円上がります。そうすると、もっとパートを雇うことができるのではないのか、あるいはもっと内装を変えることができるのではないのかという企業努力ができると思うのです。そういう意味だと思います。

○梅崎会長 若月委員、よろしいですか。

○若月委員 はい。

○梅崎会長 今の議論というか、意見と応答というのはなかなか難しいところも正確にはあって、上がったときにお客さんが減ってしまったら上がった後も経営は厳しくなってしまうという問題があると思うのです。だから、上がったとしても、このサービスだったら絶対続けてお風呂に入りに行きたいよというお風呂屋さんにとっては大丈夫だけれども。つまり、上がった後も全然お客が減らないだろうサービスが優れている公衆浴場と、お客を減らしてしまう公衆浴場がある。価格が上がって倒産してしまうことがあり得るというのが実態だと思います。

先ほど、回数券のお話があって、100円を上げるというのが6月1日からあったときに10枚で1セットなので上がっている額が本当に少ない。でも、一応6月以降に消費者からの要望みたいなものがいろいろ出てくると思うのです。極端に言えば回数券が全然売れなくなってしまったよみたいなことになっていけば、常連さんが行かなくなってしまっていると言えるかもしれません。もしくはそれほど落ちないですよと。でも、A銭湯さんは全然落ちないけれども、B銭湯さんは回数券を使う人がすごく減ってしまいましたという結果

が仮に出たとするならば、そのB銭湯さんにとっては価格を上げるということが大幅な消費者減になってしまう。そうであるとするならば、やはりある程度6月1日からのリアクションを把握しておいた方がよいでしょうね。どうでしたかという組合の方々に聞いてみて、反応をリサーチしておくというのは、今後の経営に役立つと思いますし、やや経営力が弱い銭湯さんに対する組合側のアドバイスにもつながるかなと思います。

○近藤委員 力の弱いところという表現が合っているかどうかは別として、そのために4番目のところの実践的な経営改善、できればそういったところにどんどん入って、経営を改善してもらいたいという意向があるのです。それでもって活性化を図っていきたいと思っています。そういった力の弱いというか、経営努力が少ないところについては意識改革をしてもらう。それが大事だと思います。それをこれからどんどんやっていききたいと思っています。

例えば、今10枚で100円上がったということでもって、お客さんが減るかどうかというのは、私のところでお客さんに6月からこういうふうには10枚つづりが100円上がるのですよという話をしました。そうですかという形で、全然抵抗感がなかったなという、今の私のところはそうですけれども、これはあくまでも仮定の話なので、実際にやってみないとうのかなのはわかりませんが、データとしてはそういった調査が必要かなと思っています。そうでないと、今まではそういう調査をしたことがないのです。

ただ、そのデータのとり方が難しいのです。券の配付状況も区から配っている場合があったり、他の市部からも流れ込んだりしているし、買う人も違うところから買って、違う区のほうで使ったりするので、いろいろなものが入り込んでいるので、限定でやるというのはなかなか難しいところがあるのです。限定でやるとなると、はすぬま温泉ならはすぬま温泉のマークを入れたものを売るとなると、これはまた問題が入ってしまうので、その辺も含めて検討していかなければいけないかなと思っています。

○梅崎会長 ありがとうございます。

やはり、4番がすごく重要だと私も思っていますので、組合として一丸となって、全体としてサービスが平均的に上がっていくようにしないと、一部の銭湯さんだけがすごいよ、でも、ほかは違うよということで、価格を上げるということだけでは対応できないという意見でございます。

○近藤委員 私のほうとしては、全体というよりは底上げをしたいなと思っていますのです。

○梅崎会長 ほかに何か御意見がある方はおられますか。大丈夫でしょうか。

続きまして、利用者代表の各委員から意見表明をお願いいたします。

初めに池田委員からお願いします。

○池田委員 近藤理事長、説明、ありがとうございました。

事情は、本当によくわかっているつもりでおります。私は利用者の立場から行くと、庶民というか、私たち都民で経済が上向いている感を感じている人はそんなに多くないのではないかと普段感じています。先ほど、いろいろなものが値上げされて大変だという話が

ありましたけれども、それは消費者の私たちにとっても同じで、相次いでいろいろなものが値上げされ、消費税のアップということが控えているところなので、私は申しわけないのですけれども、据え置きでお願いしたいと思っております。

いろいろな企業努力、地域での居場所づくり等いろいろなことで努力をなさっているということがありますので、東京都の支援等、いろいろなことを絡めて、何とか乗り切っていただけたらなと思っております。

以上です。

○梅崎会長 続いて、若月委員、お願いします。

○若月委員 いろいろな努力もしていらっしゃるし、経営が大変だというのもそれなりに理解できるつもりでおりますけれども、先に結論から言うと値上げはやめてほしいと思っております。

一つには、私の住んでいる地域にも銭湯が何軒かありますが、個々のサービス等の差がかなりあり、それでいて同じ料金というのがちょっと納得のいかないところです。経営が順調なところ、苦しいところと差があり大変なのだろうと推察は致しますが。先ほど4番のところで全体を底上げしたいとおっしゃっていましたが、一方ではキャッシュレスにもなっているし、設備も整い、タオル一枚で行ける。他方で旧態依然としているところもある。こんなに差があるのかと驚きます。まず全体の底上げを何とかやっていただいて、それでもし値上げをすれば、もっとサービスが向上するのかなというところも考えられるようになると、いいかなと思います。

また、渋谷区とかいろいろな区が補助をしていて、主にお年寄りとか子供に対するサービスなのですが、区によってサービスの内容に差があり、使い勝手のよさそうなのところもあるし、悪そうなのところもある。はっきり言って、渋谷区はすごく使い勝手が悪いなと私は思ったのですが、もう少し全体的に使い勝手が良くなると、銭湯の魅力が再認識されるきっかけになるのではないかと思いますので、ぜひ御検討をお願いします。

○梅崎会長 次、平石委員、よろしくお願いします。

○平石委員 いつも言うのですが、私、民生委員の立場でちょっとお話しさせていただきます。

現状は少子高齢化という中で、これから先はまだ高齢者が増えてくるという状況にあるわけで、区市町村によっていろいろなサービスが違ふと思いますけれども、いろいろな施設があるわけです。区市町村にはグループホームであったり、特養であったり、在宅の介護であったり、生保であったりといった部分については、相当力を入れているわけです。そういった方は、一般の浴場を使わなくてもいいよという状況にあるのだろうと思うのです。それだけでもやはり利用者が減っているのかなということはございます。我々も時には区から依頼を受けて、浴場券を持っていくときがありますけれども、デイサービスで利用しているから要らないのですよということを聞きます。そうなれば使ってくださいと言いませんので、そういった区市町村の違いによって、どういった方向に行けるのかという

ことも考えていかなければいけないだろうし、そうでありながら、いまだに各浴場の経営者が廃業に追われているというのはどこに原因があるのかということも考えていく必要があるだろうと思うのです。いろいろなサービスはやっているようではすけれども、そういった中で一方的によく考えてやっているところが生き残るということではなくて、全体が廃業しないようにどういった努力をしていくのかということをもっともっと浴場組合さんのほうは考えていく必要があるのかなと思います。

最近、いろいろな部分で銭湯に対してのアピールが新聞でもマスコミでも続いています。そういった中で、どれほど利用者がそれを理解してやっているのかということです。やはり銭湯は家風呂と違って広いですから、お子さんは本当に喜ぶのだらうと思うのです。そういったところでどういうふうに応じるのかとか、いろいろな形の中でアピールはあると思いますけれども、消費税の引き上げも控えておりますし、諸物価の値上がりは確かにわかります。ただ、10年間据え置きせずに経営してきたというのは浴場組合の努力ではないのか。だからといって、今度10%になるから上げるということではなくて、1年ぐらい様子を見るとか、2年ぐらい様子を見た上で、再度値上げにしなければならないということを考えていただければなと思います。

以上です。

○梅崎会長 続いて、山下委員、よろしくお願いします。

○山下委員 今、浴場組合の方から大変努力をしていらっしゃるということもうかがいました。経営も大変だと思うのですが、今までの皆さんの御意見と同じように、値上げはちょっと考えていただけたらと思います。4番のところの文章で大変いろいろな努力をしていらっしゃるということはわかります。10円上がれば54万円になるということも伺って、心情としては上げてあげたいなという気もいたしますけれども、これから消費税も上がりますのでいろいろと家庭も大変になります。なるべくならもう1年ぐらい努力をしていただいて、今回は上がらないような方法で考えていただけたらなと思っております。

以上です。

○梅崎会長 ただいまの意見表明について、御質問などがありましたら御発言をお願いいたします。どなたかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、関係行政機関委員の各委員から御意見がございましたら御発言をお願いいたします。

笹井委員、お願いします。

○笹井委員 武蔵野市の笹井でございます。

公衆浴場組合の皆さんには、武蔵野市で言うと、市民の公衆衛生並びに不老体操という健康予防事業や居場所づくりに御貢献いただいております。

ただ、武蔵野市も4軒あった公衆浴場が昨年1つ閉鎖になって3軒になってしまいました。そういう意味では、3点ぐらいの視点があるのかなと思っております。1つは公衆浴場としての事業の持続可能性の問題をある程度客観的に捉えていく必要もあるだろうと思

います。それは単に利用料金や財務状況だけではなくて、私どもの地域で言うと、後継者不足であるとか人材確保が難しくなっている。これは全産業がそうですけれども、保育、福祉、医療のさまざまな面で人材確保が難しくなっていく中での事業継続性をどういうふうに考えるのかというのが1点目でございます。

2点目は、事業の公益性をどう担保していくかという問題です。各自治体によってさまざまな取り組みがされているというふうには思いますけれども、ますます地域の中で気軽に行ける地域の拠点とか居場所がなくなっているという意味では、公衆浴場は、公益性の高い事業であるということもありますし、それは空間的にも、事業内容的にもそうだと思うのですが、その公益性をどう担保するかという問題が2点目としてあるかなと思います。

3点目は、先ほど利用者代表の皆さんからお話しいただいておりますけれども、市民の公衆衛生とか生活をどのように見ていくかということです。特に消費税の問題で言うと、恐らく課税対象になる浴場さんと課税対象外の浴場さんもあるのかなというふうには思いますので、そこら辺を総合的に勘案しながら、総括原価方式の中で持続可能性や公益性、市民生活といった観点、重層的、総合的な視点から小委員会の先生方には御検討いただければと思っているところでございます。

○梅崎会長　ありがとうございます。

学識経験者委員を除く各委員から意見表明がありましたが、全体を通じて、さらに御意見、御質問がございましたら御発言をお願いします。どなたかございますでしょうか。

○山下委員　先ほど、こちらのほうから中人と小人の値段を19年前から全然手をつけていないということをおっしゃっていましたが、こちらの値段が上がったときには、それに対する検討はなかったのですか。

○近藤委員　これは、19年前になぜ180円かという360円で、その半額ということで180円になったのです。今はとまっていますけれども19年間大人料金だけが上がって行って、中小だけが取り残されているというか、議論に入ってこなかったということなのですか。

○山下委員　その話は全然出なかったということなのですか。

○近藤委員　はい。

○山下委員　そうなのですか。

○梅崎会長　よろしいでしょうか。

ほかは大丈夫でしょうか

ただいまの各委員の御意見、御発言も参考にして、小委員会で報告案を取りまとめてまいりたいと思います。

本日予定していた審議事項は全て終了いたしました。

最後に事務局から連絡事項があれば、お願いいたします。

○猪俣課長　今後の協議会日程について、お伝えさせていただきます。

本日の協議会におきまして、協議会報告案を起草する小委員会が設置されることとなり

ました。

小委員会は、先ほど梅崎会長からも御説明がございましたが、学識経験者委員のみで構成させていただいており、5月17日金曜日の午後4時から、こちらの庁舎の18階にございます審議室というところで開催させていただきます。該当の委員の皆様方はよろしくお願いいたします。

また、小委員会での報告案の起草を受けまして、第3回の協議会が5月31日金曜日の午後3時から、こちらの会議室で開催する予定となっております。

小委員会、第3回の協議会とも改めて御通知を申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

日程につきましては、以上でございます。なお、本日は会議終了後、お帰りの際は、エレベーターをおりた1階でおつけいていただきます一次通行証をゲート併設の回収機のほうに御返却いただき、ゲートを通過していただきますようお願いいたします。

事務局からの報告は以上でございます。

○梅崎会長 本日の会議は、これで終了いたします。

長時間、ありがとうございました。

午後4時46分閉会